第四条　法別表第一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　船員保険法による被保険者若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務（前条第一号に掲げるものを除く。）

二　船員保険法による被保険者証、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は年金証書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　船員保険法第二十九条又は第三十条の保険給付の支給に関する事務

四　船員保険法第五十七条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

五　船員保険法第百二十七条の疾病任意継続被保険者の保険料の納付又は同法第百二十八条の疾病任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務

六　船員保険法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

七　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務

第五条　法別表第一の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による年金たる保険給付（同法第十二条の八第三項の傷病補償年金又は同法第二十三条第一項の傷病年金を除く。）の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

二　労働者災害補償保険法による年金たる保険給付の支給を受ける権利に係る請求等（請求、申請、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理又はその請求等に係る事実についての審査に関する事務

三　労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金の支給の決定に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

四　労働者災害補償保険法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

第六条　法別表第一の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第七条　法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務

三　児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に関する事務

四　児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

五　児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿の作成に関する事務

六　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務

第八条　法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務

二　児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務

三　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務

四　児童福祉法第五十六条第二項又は第三項の費用の徴収に関する事務

第九条　法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二　児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

第十条　法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務

二　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務

三　予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務

四　予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

五　予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

六　予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務

第十一条　法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務

三　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務

四　身体障害者福祉法施行令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五　身体障害者福祉法施行令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務

第十二条　法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務

二　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務

第十三条　法別表第一の十三の項の主務省令で定める事務は、身体障害者福祉法第三十八条第二項の費用の徴収に関する事務とする。

第十四条　法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十七条第一項又は第二項の診察に関する事務

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務

四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の四の退院等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十条の仮退院の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務